

福ひとり親マル福制度のご案内



正式名称：ひとり親医療福祉費支給制度

▼日立市独自の制度：所得制限の撤廃 ※18歳未満のかた：自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

県外での受診や18歳以下のかたの600円未満の自己負担金・入院時食事代は申請が必要です。
詳細は、裏面の「医療費の助成を受ける」をご確認いただくか、国民健康保険課へご連絡ください。

対象 のかた	<p>①18歳未満*¹の児童を育てているひとり親とその児童</p> <p>②20歳未満の児童が高等学校等*²の学生または一定の障害の状態*³にあるひとり親とその児童</p> <p>③父母のいない前記の児童</p> <p>④配偶者が一定の障害の状態*³にあり、長期にわたって労働能力を失っているかたとその子</p> <p>*1 18歳到達後の最初の3月31日まで *2 通信課程や4年以上の専攻過程は除く</p> <p>*3 障害の程度は、児童扶養手当法施行令別表第1による</p> <p>※①、②、③、④に該当しなくなったときや、婚姻(事実婚を含む)したときは資格喪失となります。</p>
受給者証をもらう	<p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉を持参します。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険の資格情報が分かるもの(本人と子)</p> <p>※ 資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など (資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの)</p> <p>②本人と子が記載された全部事項証明書(戸籍謄本)または離婚届の受理証明書</p> <p>※ マル福と児童扶養手当の両方を申請する場合、全部事項証明書(戸籍謄本)や離婚届の受理証明書が共通の添付書類になります。マル福の申請はコピーをいただき原本をお返しいたしますので、先にマル福の申請をお願いします。</p> <p>③マイナンバーのわかるもの</p> <p>④申請者の本人確認ができるもの</p> <p>⑤市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書(転入者のみ)</p> <p>子が18歳など、申請状況により添付書類が異なります。</p> <p>詳しくは国民健康保険課(☎0294-22-3111 内線204・205)までご相談ください。</p>
受給者証を更新する	<p>受給者証は毎年、7月1日に更新があります。</p> <p>通知日：6月下旬 *自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。</p> <p>*窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。</p>
受給者証の内容を変更する	<p>氏名、住所、健康保険等の内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、オンライン申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①健康保険の資格情報が分かるもの</p> <p>②医療福祉費受給者証</p> <p>③申請者の本人確認ができるもの</p>

裏面もご覧ください

医療費の 助成 を受ける

県内	『マイナ保険証等』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口で提示してください。医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。 (薬局では、自己負担金の支払いはありません。) 外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで 入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで 残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。
県外	受給者証が医療機関の窓口で使用できません。 医療機関では健康保険の一部負担金(2割や3割)をお支払いください。 後日、窓口で支給申請が必要です。
<p>支給申請が必要なもの</p> <p>*<u>県外での診療などにより、受給者証を医療機関で使用できなかったとき</u> *<u>18歳までのかたの入院時食事代</u> *<u>18歳までのかたの自己負担金が600円未満だったとき</u> →国民健康保険課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、 日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①領収書(受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの) ②請求するかたの銀行口座がわかるもの ③受給者証</p> <p>※領収書は原本をお預かりします。控えが必要な場合は、ご自身でコピーを用意した上で申請してください。 ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書も必要です。 (健康保険からの付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度など) ※申請期限：診療月から5年以内</p> <p>自動で振り込まれるもの</p> <p>*<u>18歳までのかたが受給者証を使用して受診し、自己負担金が600円のとき</u> ・窓口またはオンライン申請にて、<u>同世帯の保護者のかたの口座を登録</u>します。 ・診療月によって、年4回支給されます。 1~3月受診分は<u>6月</u>、4~6月受診分は<u>9月</u>、7~9月受診分は<u>12月</u>、10~12月受診分は<u>3月</u>の、それぞれ中旬に支給予定です。支給決定通知はありませんので、「ヒタチシマルフク」と記帳されるものと、お手元の領収書をご確認ください。 ・未振込の場合はお問合せください。</p> <p>マル福制度が使用できないもの</p> <p>*健康保険が使用できない診療や薬 *学校・幼稚園・保育園などの管理下(授業、部活動、登下校など)でのケガや病気 →マル福制度の代わりに災害共済給付制度(スポーツ保険)を使用します。 詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。</p> <p>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</p> <p>*交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</p>	

オンライン申請をご利用ください!

- ・健康保険や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・自己負担金の口座登録
- ・支給申請(医療費の払い戻し)

上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。
日立市ホームページ内の申請リンクからご申請ください。



ホームページはこちら

お問合せ先

〒317-8601

日立市助川町1丁目1番1号

日立市 保健福祉部 国民健康保険課

医療福祉係

電話 0294-22-3111 内線 204・205

IP 050-5528-5078